

## 会員規約

### 第一条（名称）

本施設は、「Blue fitness Gym」（以下、当ジム）と称します。

### 第二条（所在地）

当ジムの所在地は下記の通りとなります。

〒847-0816 佐賀県唐津市新興町48 レインボービル3階

### 第三条（運営主体）

当ジムは、株式会社真盛（佐賀県唐津市熊原町3153番地8）が管理運営の主体となります。

### 第四条（目的）

当ジムは、会員の身体機能向上、基礎体力・人間力の向上、健康維持・増進の務めることを目的とします。

### 第五条（会員資格等）

1. 会員は、当ジムの目的に賛同し、本規約を承諾する方及び団体とし、会員の当ジムの利用は医師から運動を禁じられていない方とします。また、次の各号に該当する方は入会できません。
  - a. 暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係にある方。
  - b. 暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等の市民社会の秩序や安全を脅かす方、またはそのような団体と密接な関係にある方。
  - c. 社会通念上、前2号に該当すると思われる行動、言動、外見をされている方。
  - d. 過去に当ジムにおける規約等の違反行為をされていないこと。ただし、違反された方であっても、違反事由が解消された場合等で、当ジムが検討した結果、入会資格を認めることがあります。
  - e. その他当ジムが不適当と判断した方。
2. 18歳未満の方は、ご入会に際し親権者の同意が必要となります。

### 第六条（会員の種類）

1. 当ジムの会員種別は一般・法人・ダイエットプログラム・シニアプランとなります。
2. 当ジムの会員種別及びそれに準ずる権利は、別途定める「ご利用・お申込み案内」を適用します。
3. 会員種別の新規設定または廃止をする際、当ジムはホームページ、書面または施設内の掲示物にて告知するものとし、会員はこれに異議を述べないものとします。

### 第七条（月会費、パーソナルトレーニング料金、オプション料金等のお支払い）

1. 月会費、パーソナルトレーニング料金、サーバーオプション料金、タンニングマシン、酸素カプセル利用料、その他当ジムの商品の購入及びサービスすべてに関する料金等（以下、ご利用料金）は、当ジムが定める所定の方法でお支払いいただきます。
2. ご利用料金は口座振替またはクレジットカード払いの一方或いは両方を選択できるも

のとします。

3. 会費は、施設利用の有無にかかわらず、退会するまでは指定のご利用料金をお支払いいただきます。
4. 一度お支払いいただいたご利用料金は原則返金致しません。
5. 当ジムへの入会に際し、当ジムが定める入会金をお支払いいただきます。
6. 1ヶ月のご利用料金は当月1日～当月末日までにご利用された月会費、パーソナルトレーニング料金、サーバーオプション料金、タンニングマシン、酸素カプセル利用料その他当ジムの商品の購入及びサービスすべてに関する料金等とします。
7. ご利用料金のお支払いについて、口座振替でのお支払いを選択された方は以下の各号に同意いただくものとします。
  - a. ご利用料金の集金は（株）SMB Cファイナンスサービスに委託しております。
  - b. ご利用料金は会員が「預金口座振替依頼書」にて登録した口座よりお引落致します。
  - c. なお、指定口座は原則会員本人名義の口座のみご利用いただけます。但し、指定口座の名義がご家族（二親等以内）の場合はこれに限りません。
  - d. ご利用料金は当月利用分を翌月27日にお引落致します。なお、27日が土曜、日曜、祝日の場合、翌営業日にお引き落とし致します。
  - e. ご利用料金の引き落としに際して、口座の不備、残高不足により引き落としができなかった場合、原則自動的に次月に未納分を含めて合算請求とさせていただきます。
  - f. ご提出いただいた「預金口座振替依頼書」に何らかの不備があった場合、再度ご提出いただく場合があります。
  - g. 口座振替をご利用される場合、当ジムは月会費に関する請求書及び領収書を原則発行いたしません。詳細については指定口座の通帳明細書等をご確認ください。
  - h. 会員が引き落とし口座を登録するにあたり、不正利用、不正入力を行ったことにより発生した損害について、当ジムは会員に対し損害賠償を求める場合があります。また第三者に損害を与えた場合には会員の自己責任と負担において当該第三者との紛争を解決していただくものとし、当ジムはこれに対し一切の責任を負いません。
8. ご利用料金のお支払いについて、クレジットカード払いでのお支払いを選択された方は以下の各号に同意いただくものとします。
  - a. ご利用料金の集金は（株）SMB Cファイナンスサービスに委託しております。
  - b. ご利用料金は会員が当ジム所定の方法にて登録したクレジットカードに対し請求します。なお、クレジットカードは原則会員本人名義のカードのみご利用いただけます。但し、クレジットカードの名義がご家族（二親等以内）の場合はこれに限りません。

- c. 当ジムから指定カードへの請求は毎月末日締めとします。
  - d. クレジットカード払いをご利用される場合、当ジムは月会費に関する請求書及び領収書を原則発行いたしません。詳細については指定カード会社から発行される明細書等をご確認ください。
  - e. ご利用料金の請求に際して、指定カード情報の不備、残高不足により引き落としができなかった場合、原則自動的に次月に未納分を含めて合算請求とさせていただきます。
  - f. 指定カード会社の規約等により指定カードによる当ジムのご利用料金のお支払いができない場合、当ジムが指定する方法によりご利用料金をお支払い頂きます。
  - g. 指定カード会社による当月分のカードご利用分に関する請求期限と当ジムによるご利用料金に関する請求期限の関係により複数月分のご利用料金を指定カード会社から一括して請求される場合があります。
  - h. 以下の各号に定めるクレジットカード払い変更については当ジムが定める所定の方法にて届け出る必要があります。
    - イ) ご利用料金の支払い方法を変更するとき
    - ロ) 指定カードを変更するとき
    - ハ) 指定カード会社の規約等により指定カードの契約者が指定カードの保有資格を喪失したとき
    - ニ) 指定カードを解約したとき
  - i. 前項の定めに限らず、当ジムが指定する方法で届け出をしておらずご利用料金のお支払いができない場合、当ジムが指定する方法によりご利用料金をお支払い頂きます。
  - j. 会員がご利用料金をクレジットカードで決済するにあたり、不正利用、不正入力を行ったことにより発生した損害について、当ジムは会員に対し損害賠償を求める場合があります。また第三者に損害を与えた場合には会員の自己責任と負担において当該第三者との紛争を解決していただくものとし、当ジムはこれに対し一切の責任を負いません。
9. 支払方法の変更をご希望の場合は当ジムの指定する期日までに当ジムが指定する方法にて手続きをする必要があります。当ジムが指定する期日までに手続きをされていない場合、従来のお支払方法にてご利用料金をお支払いいただきます。
10. 当ジムが指定している期日までにご利用料金の支払いを頂けなかった会員に対し、当ジムは電話連絡、登録住所に対するお知らせ送付等の方法でご利用料金の督促を行います。
11. 3カ月連続でご利用料金の支払いが滞っている会員は強制的に退会となる場合があります。

## 第八条（法人会員）

法人契約は別途定める、「法人会員規約」に準ずるものとします。

#### **第九条（入会手続き）**

1. 当ジムに入会しようとするときは、所定の申込方法により入会申込を行い、当ジムによる審査を受けたうえ、当ジムが承諾したときに、当ジムとの契約が成立し、当ジムの会員となります。
2. 前項に定める入会申込を行った場合であっても、当ジムが行う審査の結果、入会が認められない場合があります。審査方法、審査過程、および審査の内容は開示されません。
3. 会員情報として顔写真の撮影をいたします。
4. 18歳未満または、高校在学中の方が入会しようとするときは、当ジムが特に認めた場合を除き、親権者の同意を得た上で、所定の申込方法によりお申し込みいただきます。この場合、親権者は、自らが会員か否かに関わらず、本会則に基づく会員としての責任を本人と連帯して負うものとします。
5. 18歳未満または、高校在学者について定めた前項の規定は、成年被後見人、被保佐人、被補助人に準用します。

#### **第十条（退会手続き）**

1. 当ジム退会の際は、所定の退会申請用紙に必要事項を記入の上、手続きを行います。
2. 退会される場合は、退会希望月の前月までに退会申出書を当ジムに提出してください。
3. 退会申請書は、原則本人が来店の上記入してください。なお、電話または郵送での手続きは行っておりません。
4. 手続きは、当ジムで申請書の確認次第完了となります。
5. 会費の請求は、退会月の翌月が最終となります。

#### **第十一条（休会手続き）**

1. 当ジム休会の際は、所定の休会申請書に必要事項を記入の上、手続きを行います。
2. 休会される場合は、休会希望月の前月までに休会申請書を当ジムに提出してください。
3. 休会期間は最大3か月とします。
4. 休会期間中は、原則退会申請の手続きは行いません。
5. 休会満期時は、自動的に復会となります。
6. 復会された際の会費の請求は、会費請求の規約に準じます。
7. 休会期間中は、当ジムが定める休会費をご請求いたします。

#### **第十二条（その他の手続）**

1. 会員種別の変更、オプションメニューの新規契約・変更・解約の際は、前月までにそれぞれの申請書類を当ジムに提出してください。
2. 会員が入会申込時に申告した内容に変更があった場合は当ジムが定める所定の方法で速やかに変更手続きを行わなければなりません。

#### **第十三条（パーソナルトレーニング）**

1. パーソナルトレーニングを受講される場合、別途定める「パーソナルトレーニング受講

同意書」をご確認いただいたうえで、「パーソナルトレーニング受講同意書」の内容にご同意頂いた方のみご利用可能となります。

2. パーソナルトレーニングはチケット制となります。
3. パーソナルトレーニングの料金及び種別は別途定める「ご利用・お申込み案内」を適用します。
4. ご購入いただいたチケットは他人に譲渡、転売はできません。(但し、親族を除く)
5. 一度ご購入いただいたチケットの料金は、ご利用の有無にかかわらず原則返金致しません。
6. ご予約の変更、及びキャンセルに関しましては、ご予約当日の前営業日(8:00~22:00)までにお電話にて承ります。
7. ご予約の変更は電話にて承っております。なお、ご予約日当日の変更及びキャンセルはチケット1回分の消化となります。
8. ご予約時間に遅刻された場合、遅刻した分の時間延長は受け付けておりません。

#### **第十四条 (パーソナルトレーニング通い放題)**

1. パーソナルトレーニング通い放題を受講される場合、別途定める「パーソナルトレーニング通い放題契約書」をご確認いただいた上で、「パーソナルトレーニング通い放題契約書」の内容にご同意頂いた方のみご利用可能となります。
2. パーソナルトレーニング通い放題の料金及び種別は別途定める「ご利用・お申込み案内」を適用します。
3. ご購入いただいたコースは他人に譲渡、転売はできません。
4. 一度ご購入いただいたコース料金は、ご利用の有無にかかわらず原則返金致しません。
5. ご受講は、1回45分とし原則1日1回までとさせていただきます。
6. 予約当日の変更等は、ご希望に添えない場合がございます。
7. パーソナルトレーニング通い放題のサービス内容及び注意事項は、別途定める「ご利用・お申込み案内」または、「パーソナルトレーニング通い放題契約書」に準ずるものとします。
8. ご予約時間に遅刻された場合、遅刻した分の時間延長は受け付けておりません。

#### **第十五条 (ダイエットプログラム)**

1. ダイエットプログラムを受講される場合、別途定める「ダイエットプログラム受講同意書」をご確認いただいたうえで、「ダイエットプログラム受講同意書」の内容にご同意頂いた方のみご利用可能となります。
2. ダイエットプログラムの料金及び種別は別途定める「ご利用・お申込み案内」を適用します。
3. ご購入いただいたコースは他人に譲渡、転売はできません。
4. 一度ご購入いただいたコースの料金は、ご利用の有無にかかわらず原則返金致しません。

5. ダイエットプログラムのサービス内容及び注意事項は、別途定める「ご利用・お申込み案内」に準ずるものとします。
6. 付帯のパーソナルトレーニングは予約制です。1回45分とし、原則1日1回までのご利用となります。
7. ご予約の変更は電話にて承っております。
8. 予約当日の変更等は、ご希望に添えない場合がございます。
9. 予約時間に遅刻された場合、遅刻した分の時間延長は受け付けておりません。
10. 16歳未満のダイエットプログラムの受講はできません。
11. ダイエットプログラム終了後の会員種別の変更等は、規約その他の手続に準じます。

#### **第十六条（ビジター及びシニアプラン）**

1. ビジター利用について
  - a. 現金のみでのご利用とします。
  - b. 当ジムをビジター利用される際は、会員規約に同意したものといたします。
  - c. 当ジムをビジター利用される際は、別途定める所定の手続きをしてください。
  - d. ビジター利用に関しては、スタッフ在中時間のみの利用とします。
  - e. 18歳未満または高校在学中の方の利用は、22：00までとします。
2. シニアプランについて
  - a. シニアプランのご利用は、65歳以上の方に限ります。
  - b. シニアプランの施設利用時間は、9：00～14：00までとします。
  - c. シニアプランの施設利用は、原則スタッフ在中時のみとします。
  - d. シニアプランでのプールの利用はできません。
  - e. その他規約は、本会員規約に準じます。

#### **第十七条（タンニングマシン）**

1. 利用者は、自己の判断と責任において本サービスを使用することとします。
2. タンニングマシンの料金及び種別は別途定める「ご利用・お申込み案内」を適用します。
3. 以下の各号に該当する方はタンニングマシンの利用ができません。
  - a. 紫外線及び日光過敏症の方
  - b. 16歳未満の方
  - c. 医師にタンニングを禁止されている方肌に炎症がある人
  - d. 病気や怪我で治療中の方
  - e. 皮膚や目に障害がある方
  - f. ご利用日に事前に日光浴をした方
  - g. てんかんの病歴、閉所恐怖症の方
  - h. 紫外線の感受性を高める薬（抗生物質、睡眠薬、抗うつ剤、ピル、水虫薬、湿布薬）を使用中及び使用直後の方
  - i. 妊娠中、妊娠の可能性のある方

- j. 体調不良、飲酒後、睡眠不足の方
- 4. タンニングマシンのご利用に際し、以下の項目にご留意ください。
  - a. 紫外線及び赤外線は目や肌に障害を与える可能性があります。
  - b. タンニングの際は必ず目を閉じ、ランプや光源を直視しないでください。
  - c. 炎症を起こすような長時間の利用は避けてください。
  - d. タンニングマシンを同じ日に2回以上使用しないでください。
  - e. コンタクトレンズは外してからご利用ください。
  - f. 時計、ネックレス、ブレスレット等のアクセサリーは必ず外してからご利用ください。
  - g. 化粧水、香水はタンニング前に必ず落としてください。
  - h. タンニング前にミカン、オレンジ等の柑橘類の果汁を肌に塗らないでください。
  - i. タトゥー、アートメイクがある方はタオル等で隠してご利用ください。
  - j. タンニング前後に十分に水分補給をし、脱水にご注意ください。
- 5. タンニング後のケアについて、以下の項目にご留意ください。
  - a. タンニングの後は皮膚を冷まし、皮膚を擦るなど刺激しないでください。
  - b. タンニングの後は皮膚の保湿を心がけてください。
  - c. 発疹やかゆみ、ひりひりとした痛み、水疱など肌の異常が見られた場合や、目や身体に異常を感じた場合は、ただちに医師にご相談ください。
- 6. タンニングマシンの乱暴な扱いはしないでください。
- 7. タンニングマシンを故意に破壊し、損害が生じた場合、全ての責は利用者に帰属します。
- 8. タンニングマシンのご利用に際し、いかなる障害が発生しても、当ジムは一切の責任を負いません。

#### **第十八条（酸素カプセル）**

- 1. 利用者は、自己の判断と責任において本サービスを使用することとします。
- 2. 酸素カプセルの料金及び種別は別途定める「ご利用・お申込み案内」を適用します。
- 3. 以下の各号に該当する方は酸素カプセルの利用ができません。
  - a. 心臓や脳に疾患のある方
  - b. 高血圧の方
  - c. インスリンを使用している方、低血糖の方
  - d. 耳・鼻・喉・呼吸器に疾患のある方
  - e. 妊娠中の方、またのその可能性のある方
  - f. 風邪をひいている方、風邪気味の方
  - g. ペースメーカーを入れている方
  - h. その他体調不良、持病等のある方は、かかりつけの医師に相談したうえでご利用ください。
- 4. 下記の各号に該当する方は場合によっては酸素カプセルをご利用いただけません。

- a. 現在、医者に掛かっている方
  - b. 耳抜きができない方、気圧の変化に弱い方
  - c. 閉所恐怖症の方
  - d. 酒気帯びの方
  - e. 乳児・幼児
6. 加圧時・減圧時には気圧の変化の関係で耳に違和感を生じ耳抜きが必要となる場合があります。耳抜きがうまくできない場合は、カプセル内から電話にてスタッフまたはトレーナーを呼び耳抜きがうまくできないことをお伝えください。
  7. 風邪をひいているときや寝不足、二日酔い、疲れ、発熱等の症状がある等、体調がすぐれないとき、あるいはアレルギーや鼻炎などで鼻づまりを起こしやすい方は、耳抜きがうまくできない場合があります。
  8. どうしても耳抜きができない場合は利用を中止してください。
  9. カプセルの乱暴な取り扱いはしないでください。
  10. カプセルを故意に破壊し、損害が生じた場合、全ての責は利用者に帰属します。
  - 11.ライター、たばこ、マッチ、カイロなど発火したり引火したりする恐れのあるものはカプセル内に絶対に持ち込まないでください。
  12. 湯たんぽ、ペットボトル等密閉容器類はカプセル内に絶対に持ち込まないでください。
  13. スマートフォン、時計など電子機器や精密機器を持ち込んだ場合、気圧の変化がそれらの製品の寿命に影響する可能性があります。万が一、それらを持ち込んで故障した場合、当ジムは一切の責任を負いません。
  14. 食べ物や飲み物、薬品類をカプセル内に絶対に持ち込まないでください。
  15. 酸素カプセルのご利用に際し、いかなる障害が発生しても、当ジムは一切の責任を負いません。

#### 第十九条（プールの利用について）

1. プールの当ジム会員向け開放時間は当ジムHPまたは、SNS等で告知します。なお、当日のプール利用状況により予告なく開放時間を変更または閉鎖する場合があります。
2. プールは当ジムの会員が当ジム会員向け開放時間のみご利用できるものとします。
3. プールへの入退場の際は、更衣室前の記録表に氏名、入場時間、及び退場時間をご記入いただきます。
4. 身長が130cmに満たないお子様は、保護者同伴での利用をお願い致します。
5. タトゥー、入れ墨をされた方は、必ず対象部位を露出せず水泳用の衣類（ラッシュガード等）で隠してのご利用をお願い致します。
6. 医師から水泳を禁止されている方、感染症の疑いのある方、酒気帯びの方のプールのご利用はできません。
7. プール利用の際、下記の各号を遵守してください。下記の各号を遵守していただけない場合、強制的に退会していただく場合があります。



- a. 必ず水着を着用して入水してください。
  - b. 入水の際は必ず水泳帽を着用してください。
  - c. ビキニ、バミューダ、露出の多い水着、その他施設の利用にふさわしくない水着の着用
  - d. 入水時、すべての履物は着用しないでください。
  - e. 入水前、トイレの使用後及びプールの利用を終了した際は必ずシャワーを浴びてください。
  - f. 化粧や整髪料を落としてから入水して下さい。
  - g. その他、ボディクリーム等プールの水を劣化させる可能性があるものはシャワーで洗い流してから入水してください。
  - h. プール利用後は必ず目を洗い、うがいをしてください。
  - i. アクセサリー類はすべてはずしてからご利用ください。
  - j. 更衣室に戻る際、必ず身体の水滴をタオル等でふき取ってから入室してください。
8. プール利用の際、下記の各号の行為を禁止致します。禁止事項及びそれに準ずる行為を行っているとは判断した場合、強制的に退会していただく場合があります。
- a. 酒気帯びでの利用
  - b. プール内及び更衣室等施設内での飲酒・喫煙
  - c. プール内及び更衣室等施設内への危険物の持ち込み
  - d. 潜水、飛び込み、肩車、人を投げる等、その他危険な行為
  - e. 人を著しく羞恥させる行為、人に不安を覚えさせるような卑猥な言動や行為
  - f. プールサイドの走行、その他プールサイド上での危険な行為
  - g. 当ジム会員向け利用時間以外でのプール利用
  - h. 管理室等、従業員のみ立ち入りができる部屋への立ち入り
  - i. シャワールームでの染髪
  - j. プール、更衣室及び施設内での飲食
  - k. ペットの連れ込み
  - l. プール、更衣室及び施設内でのカメラ、スマートフォンの利用
9. プール内には防犯カメラを設置し監視しておりますが、必ずしも事故や犯罪を防ぐものではありません。
10. 荷物、貴重品はロッカーにて管理をお願いいたします。万が一、紛失や盗難が発生しても、当ジムは一切の責任を負いません。
11. プールのご利用にかかわる、事故、盗難、体調不良、お客様同士のトラブルにつきまして当ジムは一切の責任を負いません。

## 第二十条（会員資格の喪失）

1. 会員が次の号のいずれかに該当する場合、当該会員は会員資格を喪失します。
  - a. 会費を3か月以上未納、尚且つ当ジムが強制退会と判断した場合。

- b. 入会に際して虚偽の申告をされた方
  - c. 別途定める「反社会的勢力の排除に関する誓約書」の内容に違反したとき
  - d. 本人が死亡したとき（法人会員の場合、解散または破産の申し立てを行ったとき）。
  - e. 故意に当ジムの設備を破壊したとき
  - f. 当ジムまたは当ジムのスタッフ及び会員の名誉を傷つけ、秩序を乱した方
  - g. 別途定める禁止事項（本規約第二十六条）をくり返し行ったとき
  - h. 破産または民事再生の申立があったとき。または任意整理の申出があったとき。
  - i. 会員規約・利用規約、その他当ジムの諸規則に違反を行っている方
  - j. その他、当ジムの目的にふさわしくない行為をされた方
2. 前項に基づき当ジムが本会則に基づく契約を解約したことによって会員に損害が生じた場合であっても、当ジムはその損害を賠償する責を負わないものとします。

#### **第二十一条（施設の利用制限・禁止）**

当ジムは、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、その会員に対して当ジムの施設の利用を制限または禁止することができます。ただし、会員は当ジムから当ジムの施設の利用を制限または禁止された場合であっても、本規約第七条に定める会費を支払います。

- a. 筋肉の痙攣や、意識の喪失などの症状を招く疾病を有することが判明した場合。
- b. 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明したとき
- c. 医師から運動、入浴等を禁じられていることが判明したとき
- d. その他、当ジムが利用制限・禁止すべきと判断したとき
- e. 18歳未満または高校在学中の方の施設のご利用は5：00～22：00とします。

#### **第二十二条（施設の休業および閉鎖）**

1. 当ジムは、施設毎に定期休業日を設定することができます。
2. 当ジムは、次の各号のいずれかにより、営業することが困難または営業すべきでない判断するときは、当ジムの施設の全部または一部を臨時休業又は閉鎖することができます。
  - a. 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力等があったときまたはその恐れがあるとき。
  - b. 施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要するとき。
  - c. 判決の言渡し、法令の制定改廃または行政庁による処分（不利益処分を含みます。）、行政指導もしくは命令等があったとき。
  - d. 社会情勢の著しい変化があったときまたはその恐れがあるとき。
  - e. その他、当ジムが営業することが困難または営業すべきでない事情が生じたときまたはその恐れがあるとき。
3. 前二項の場合、法令の定めまたは当ジムが認める場合を除き、会員が負担する諸費用の支払義務が軽減され、または免除されることはありません。
4. 当ジムは、臨時休業および閉鎖が予定されている場合は、事情の許す限り、原則として

一ヶ月前までに会員に対しその旨を告知または通知します。

### 第二十三条（損害賠償）

1. 当ジムは、当ジムの利用に際して、会員または第三者に生じた人的、物的事故について一切の責任を負いません。ビジター会員についても同様とします。
2. 会員が当ジムの施設利用に際して当ジム又は第三者に損害を与えた場合、当該会員は速やかにその賠償の責に応じるものとします。
3. 但し、事故または損害を与えた原因が明らかに当ジムの過失又は機器類の不具合による場合は、前各項の適用はないものとします。

### 第二十四条（盗難）

会員が当ジムの利用に際して生じた盗難については、当ジムは一切損害賠償の責任を負いません。

### 第二十五条（紛失・忘れ物）

会員が当ジムの利用に際して生じた紛失については、当ジムは一切損害賠償の責任を負いません。

1. 忘れ物について、一定期間（1週間）保管した後、処分させていただきます。
2. 衛生上保管できないもの（飲料、マスク、汚れた衣類など）は、原則破棄いたします。
3. 個人特定できる忘れ物に関しては、お電話させていただく場合がございます。

### 第二十六条（禁止事項）

当ジムでは、下記の各号の行為を禁止致します。

- a. 酒気を帯びてのご利用
- b. 施設内での飲酒及び喫煙
- c. 会員登録をされていない方の施設利用
- d. 営利目的のパーソナルトレーニング及びそれに類する指導で施設を利用する行為
- e. 当ジムの従業員及びトレーナーに対する、勧誘、他社への就職斡旋、引き抜き等、その他これらに類する行為
- f. 他の会員または従業員に対する暴力行為、またはそれに類する行為
- g. 他の会員を含む第三者（以下「他の方」といいます。）や施設スタッフ、当ジムを誹謗、中傷する行為
- h. 大声、奇声を発する行為や他の方もしくは施設スタッフの行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為
- i. 物を投げる、壊す、叩く等、他の方や施設スタッフが恐怖を感じる危険な行為。
- j. 当ジムの施設・器具・備品の損壊や備え付け備品の持ち出し。
- k. 他の方や施設スタッフに対し、待ち伏せし、後をつけ、またはみだりに話しかける等の行為。
- l. 正当な理由なく、面談、電話、その他の方法で施設スタッフに迷惑を及ぼす行為。
- m. 刃物など危険物の館内への持ち込み

- n. 館内における物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動。
- o. 高額な金銭、物の館内への持ち込み。
- p. 37.5度以上の発熱、伝染病を有する方の施設利用
- q. 賭博、勧誘、セールス、及びこれに類する行為
- r. アンケート協力等の依頼行為
- s. 痴漢、覗き、露出など法令や公序良俗に反する行為
- t. 故意に施設を破壊する行為
- u. 各種設備（空調・照明・音響等）の設定の変更する行為
- v. その他、当ジムの目的にそぐわない行為や、当ジムが拒否した行為

### 第二十七条（留意事項）

当ジムのご利用にあたり下記の各号の事項にご留意ください。

- a. トレーニング機材ご利用後、消毒、拭き上げをお願いいたします。
- b. トレーニング中の発声は最小限をお願いいたします。
- c. マシンの利用は一つのマシンにつき20分までとし、譲りあってご利用ください。
- d. ご利用されたトレーニング機材はご利用後、必ず所定の位置にお戻しください。
- e. 万が一、トレーニング中に気分が悪くなった場合、ただちにスタッフまたはトレーナーにご連絡ください。
- f. 施設内にゴミなどを放置されないようお願いいたします。
- g. ベンチやイスなど共用の設備を独占されないようお願いいたします。
- h. お忘れ物は一定期間保管いたしますが、持ち主が現れない場合は破棄いたします。

### 第二十八条（休館日）

当ジムの休館日は、設備点検及び修繕または天変地異、社会情勢等のやむを得ない場合において予告なく休館とする場合があります。

### 第二十九条（従業員の在駐）

1. 当ジムのスタッフ及びトレーナーの在駐時間は8:00～22:00までとなります。
2. 研修等の事情でスタッフ及びトレーナーの在駐時間内にスタッフ及びトレーナーが不在となる場合があります。

### 第三十条（施設・設備・サービスの廃止と利用確認）

1. 天変地異・法令の制定改廃・行政指導・社会情勢の著しい変化・その他やむを得ない事由が発生した場合、当ジムは、施設・設備・サービスの全部もしくは一部を廃止し、またはその利用を制限することができます。
2. 施設・設備の改造・改築・整備等を行う場合又は経営上必要があると認められた場合、当ジムは、施設・設備の全部もしくは一部を廃止し、その利用やサービスの提供を制限することができます。その告知は、当ジムホームページ、書面、または各施設内の掲示等により行います。
3. 各施設は、前二項の他、施設の管理上やむを得ない場合には、予め告知の上休館するこ

とがあります。この告知は原則として当ジムホームページ、書面、または施設内の掲示等により行いますが、やむを得ない事情による臨時休館日については、この限りではありません。

4. 前各項の場合、会員は、当ジムに対して損害賠償等一切の請求をできないものとします。

#### **第三十一条（会費、パーソナルトレーニング料金、ダイエットプログラムコース料金等の変更）**

当ジムは、本規約に基づいて会員が納入すべき会費、パーソナルトレーニング料金、ダイエットプログラムコース料金等を諸般の事情により変更することができます。この場合、当ジムは原則として1か月以上前にその内容を当ジムホームページ、書面、または施設内の掲示等により通知するものとします。

#### **第三十二条（利用規約）**

1. 当ジムの利用規約は別途定めます。
2. 会員は、利用規約を遵守する義務を負います。

#### **第三十三条（合意管轄）**

本規約に関する一切の訴訟については、唐津地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第三十四条（規約の発行）**

1. 本規約は令和3年7月7日から発行いたします。（令和6年3月18日一部改訂）
2. 本規約は随時必要に応じて改定されることがあります。この場合、原則として当ジムホームページ、書面、または施設内の掲示等により通知するものとします。改定した場合、その効力はすべての会員に及ぶものとし、異議なく新しい規約を遵守されるものいたします。